

# 1. 函館市農業委員会の委員の定数等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項および第18条第2項の規定に基づき、函館市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）および農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるとともに、函館市農業委員候補者選考委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 法第8条第2項に規定する条例で定める農業委員の定数は、9人とする。

(推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項に規定する条例で定める推進委員の定数は、8人とする。

(農業委員候補者選考委員会の設置)

第4条 市長の諮問に応じ、農業委員の候補者の選考について審議するため、函館市農業委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(組織)

第5条 選考委員会は、委員（選考委員会の委員をいう。以下同じ。）5人以内をもって組織する。

(委員等)

第6条 委員は、学識経験のある者、公募による者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長および副委員長)

第7条 選考委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、選考委員会の会議の議長となる。

3 選考委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 選考委員会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、選考委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 選考委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第3条

の規定ならびに次項の規定（別表第2の改正規定（

「産業支援センタ

一入居資格審査委員会の委員 日額 5,000円

を

「産業支援センタ

農業委員候補者

一入居資格審査委員会の委員	日額	5,000 円
選考委員会の委員	日額	5,000 円

に改める部分を除く。)

に限る。) および附則第 3 項の規定は、平成 29 年 7 月 22 日から施行する。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項第 2 号中「職員」の後ろに「および農地利用最適化推進委員」を加える。

別表第 2 中

農 業 委 員 会	会 長	月額	58,000 円	を
	委 員	月額	40,000 円	

農業委員会	会長	月額	58,000 円	に、
	委員	月額	40,000 円	
農地利用最適化推進委員		月額	40,000 円	」

産業支援センター入居資格審査委員会の委員	日額	5,000 円	を
----------------------	----	---------	---

産業支援センター入居資格審査委員会の委員	日額	5,000 円	に
農業委員候補者選考委員会の委員	日額	5,000 円	

改める。

(函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 3 函館市職員等の旅費に関する条例（平成 2 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 等級の項中「および農業委員会の委員」を「, 農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員」に改める。

## 2. 函館市農業委員会規程

(平成29年7月24日農業委員会規程第6号)

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条）

第3章 会議（第3条～第22条）

第4章 会長の専決（第23条～第25条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、函館市農業委員会（以下「委員会」という。）の組織、会議および会長の専決に関し必要な事項を定める。

第2章 組織

（会長および職務代理者の互選）

第2条 委員会の会長（以下「会長」という。）の互選は、委員会の委員（以下「委員」という。）の単記無記名投票により行い、投票の最多得票数を得た者を当選人とする。ただし、最多得票数を得た者が2人以上あるときは、くじで当選人を定める。

2 前項の規定にかかわらず、出席委員全員に異議のないときは、前項の互選は、指名推せんの方法によることができる。

3 会長が、会長の職を辞任したとき、または委員を辞任したとき、その他会長が欠けたときは、直ちに会長の互選を行わなければならない。

4 前3項の規定は、職務代理者の互選について準用する。

第3章 会議

（総会の招集）

第3条 会長は、法第27条第1項に規定する総会（以下「総会」という。）を招集しようとするときは、総会の日時、場所および付議しよ

うとする事件その他必要な事項を定め、これをあらかじめ委員に通知するとともに、公示しなければならない。

2 前項の通知および公示は、総会の日前3日までに行わなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(欠席または遅刻の申出)

第4条 委員は、総会に出席できないとき、または遅刻しようとするときは、総会の開議時刻までに会長に申し出なければならない。

(議長)

第5条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。ただし、議長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行う。

(委員の議席)

第6条 委員の議席は、任命の後最初に行われる総会において議長が指定する。

2 議長は、必要があると認めるときは、総会に諮って議席を変更することができる。

(総会の開会等の宣告)

第7条 総会の開会、休憩または閉会は、議長が宣告する。

(議事日程)

第8条 議長は、総会に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ委員に配付する。

2 前項の規定にかかわらず、議長は必要があると認めるとき、または委員から動議が提出されたときは、討論を用いないで総会に諮って、他の事件を日程に追加することができる。

(議題の宣告)

第9条 議長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員の異議があるときは、総会に諮って決定する。

(議案の説明)

第11条 総会において事件が議題となったときは、提出者は、その趣旨を説明しなければならない。ただし、必要があるときは、提出者以外の者に事件の趣旨を説明させることができる。

(動議)

第12条 動議は、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(発言)

第13条 委員が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。この場合において、総会の同意を得て、または総会の要求により出席した者が発言しようとするときも、同様とする。

(事件および動議の撤回または訂正)

第14条 総会の議題となった事件および動議を撤回し、または訂正しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を求めようとするときは、提出者がその旨の請求をしなければならない。

(採決の宣告)

第15条 議長は、採決をしようとするときは、採決に付する議題を宣告しなければならない。

(採決の方法)

第16条 採決のとき現に総会の開催場所にいない委員は、採決に加わることができない。

2 採決の方法は、起立または挙手による。ただし、議長が必要と認めるとき、または1人以上の委員から要求があったときは、記名または無記名の投票による。

3 前項のただし書の投票について、同時に記名投票と無記名投票の要求があったときは、いずれの方法によるかは議長が決定する。

4 議長は、議題となった事件について、異議の有無を総会に諮り、異議がないと認めるときは、第2項および前項の規定にかかわらず、可決の旨を宣告することができる。

(農地利用最適化推進委員の出席)

第17条 農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)は、法第29条第2項の規定に基づく意見を述べるために総会に出席する場合、委員会に書面または口頭で申し出なければならない。

(議事録)

第18条 議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 出席委員および欠席委員の議席番号および氏名
- (3) 総会の付議事件
- (4) 議事の経過
- (5) 総会に出席した関係者の氏名
- (6) その他議長において必要と認めた事項

2 議事録には、議長および議長が指名した2人以上の出席委員が署名しなければならない。

(傍聴の手続き)

第19条 総会を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の住所および氏名を記入しなければならない。

(傍聴の制限)

第20条 次に掲げる者は、総会の傍聴をすることができない。

- (1) 凶器その他危険な物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他議長が会議の秩序を乱すおそれがあると認めた者

(傍聴人の遵守事項等)

第21条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 棒、旗、プラカードの類を携帯しないこと。
- (3) 傍聴席にあつては静粛にし、会議における発言に対し可否を表し、または騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) その他会議の進行上、支障となる行為をしないこと。

2 議長は、前項に掲げる事項を遵守せず会議の進行を妨げるおそれの

ある傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議運営の疑義)

第22条 この章に定めるもののほか、会議の運営に関し疑義ある場合は、その都度議長が決定する。ただし、委員の異議があるときは、総会に諮ってこれを決定する。

#### 第4章 会長の専決

(会長の専決)

第23条 会長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 事務局の職員の任免に関すること。
- (2) 事務局長および事務局次長の休暇および職務に専念する義務の免除の承認その他服務に関すること。
- (3) 委員、推進委員、事務局長および事務局次長の旅行命令に関すること。
- (4) 現況証明願のうち、別に総会で定めた基準に該当するものの証明に関すること。
- (5) 競売または公売に参加するための買受適格証明書のうち、急を要するものの交付に関すること。
- (6) 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目の変更登記に係る登記官からの照会に対する回答に関すること。
- (7) 国または地方公共団体からの土地の現況に関する照会に対する回答に関すること。
- (8) 農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項、第2項、第4項および第5項ならびに第33条第1項に規定する利用意向調査の実施ならびに同法第32条第3項の規定による公示および通知に関すること。
- (9) 農地法第51条第1項第1号の規定による違反転用事案の報告に関すること。
- (10) 函館市農業委員会事務局規程（昭和50年農業委員会規程第2号）、函館市農業委員会聴聞手続規程（平成6年農業委員会規程第1号）、函館市農業委員会の所管に係る函館市情報公開条例施行規程（平成



3年農業委員会規程第2号)、函館市農業委員会の所管に係る個人情報  
の保護に関する規程(令和5年農業委員会規程第1号)および  
函館市農業委員会農地台帳点検等実施規程(平成27年農業委員会  
規程第1号)の改正に関すること。

(11) その他軽易な事務処理に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決した事務のうち、第1号および第4  
号から第10号までの事務については、総会に報告しなければならない。  
い。

(総会への付議)

第24条 会長は、前条の規定により専決できる事務であっても、特に重  
要と認めるものについては、総会に付さなければならない。

(立入調査の証明書)

第25条 法第35条第1項および農地法第14条第2項の規定により立  
入調査をする委員、推進委員または職員であることを示す立入調査員  
証は、別記様式のとおりとする。

2 前項に規定する委員、推進委員または職員は、委員、推進委員また  
は職員でなくなったときは、前項の証明書を直ちに委員会に返還しな  
なければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年7月22日から適用す  
る。

附 則(令和元年6月27日農業委規程第1号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日農業委規程第1号)抄

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第25条関係）

表 面

第 号	<b>立 入 調 査 員 証</b>
上半身 前向写真	職 名： 氏 名： 生年月日： 年 月 日
	上記の者は、農業委員会等に関する法律第35条第1項および農地法第14条第1項の規定に基づく事項を調査するため、農地等に立入る権限を有する者であることを証する。
年 月 日 交付	函館市農業委員会 印

裏 面

**農業委員会等に関する法律（抜粋）**  
（報告，調査等）

第35条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

**農地法（抜粋）**  
（立入調査）

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定による立入調査のほか、第7条第1項の規定による買収をするため必要があるときは、委員、推進委員（同法第17条第1項に規定する推進委員をいう。次項において同じ。）又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（用紙の大きさは、日本産業規格 B 8）

### 3. 函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の 手続に関する規程

(平成29年1月26日農業委員会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）および農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、函館市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱の手続に関し必要な事項を定める。

(推進委員の要件)

第2条 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は推進委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年函館市条例第15号。次号において「条例」という。）第2条第2号に掲げる暴力団員
- (4) 条例第6条に規定する暴力団員等および暴力団関係事業者と密接な関係を有する者

(推進委員の候補者の推薦の求めおよび推進委員の募集等)

第3条 農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、法第19条第1項の規定に基づき、次条に規定する推進委員が担当する区域を単位として、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第6条第1項において「農業者等」という。）に対し推進委員の候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集（以下「募集」という。）をしなければならない。

- 2 前項の推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集は、農業委員会が定めた日から当該農業委員会が定めた日から起算して28日までの間行う。
- 3 農業委員会は、推進委員の候補者の推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）および募集に応募した者（以下「応募者」という。）の総数が推進委員の定数に満たないときその他農業委員会が必要と認めるときは、前項に規定する期間の延長その他の必要な措置を講ずることができる。
- 4 第2条および前各項に規定するもののほか、推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集をするために必要な情報は、インターネットおよび市が発行する広報紙の利用その他の適切な方法であらかじめ市民等に周知しなければならない。

（担当区域およびその定数）

第4条 推進委員が担当する区域および当該区域の推進委員の定数は、別表のとおりとする。

（推薦申込書および応募申込書の提出）

第5条 推進委員の候補者を推薦し、または募集に応募しようとする者は、省令第11条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申込書に当該被推薦者または募集に応募する者の運転免許証その他の身分を証明する書類の写しを添えて、農業委員会に提出しなければならない。

(1) 農業者その他の関係者が個人で推進委員の候補者を推薦するとき  
函館市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書（個人推薦用）

（別記第1号様式）

(2) 農業者が組織する団体その他の関係者が推進委員の候補者を推薦するとき  
函館市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書（団体推薦用）（別記第2号様式）

(3) 募集に応募するとき  
函館市農地利用最適化推進委員応募申込書  
（別記第3号様式）

（被推薦者および応募者に関する情報の公表）

第6条 農業委員会は、法第19条第2項の規定に基づき、第3条第2項が規定する農業委員会が定めた日から当該農業委員会が定めた日から起算して14日までの間に推進委員の候補者を推薦した農業者等（次項および第13条第1項において「推薦者」という。）および被推薦者ならびに応募者の省令第12条第1号に掲げる事項を公表しなければならない。

2 農業委員会は、法第19条第2項の規定に基づき、推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集を終了したときは、推薦者および被推薦者ならびに応募者の省令第12条第2号に掲げる事項を公表しなければならない。

3 農業委員会は、前2項に規定する公表をインターネットの利用その他の適切な方法で遅滞なく行わなければならない。

（農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の設置）

第7条 農業委員会は、推進委員の候補者を選考しようとするときは、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。この場合において、選考委員会を置く期間は、推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集を終了したときから推進委員の候補者の選考が終了するまでの間とする。

（選考委員会の組織）

第8条 前条に規定する選考委員会の委員は、農業委員会の委員をもって充てるものとする。

（委員長および副委員長）

第9条 選考委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は農業委員会の会長をもって充て、副委員長は農業委員会の会長職務代理者をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（選考委員会の会議）

第10条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、選考委員会の会議の議長となる。
- 3 選考委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 選考委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。
- 5 選考委員会の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 選考委員会の会議は、非公開とする。
- 7 選考委員会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、選考委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(選考委員会の庶務)

第12条 選考委員会の庶務は、農業委員会事務局農地課において処理する。

(推進委員の決定等)

第13条 農業委員会は、選考委員会における推進委員の候補者の選考結果を踏まえ、農業委員会総会で推進委員を委嘱する者を決定し、推薦者および当該被推薦者ならびに応募者に通知しなければならない。

- 2 農業委員会は、前項の推進委員を委嘱することを決定した者（次条において「決定者」という。）をインターネットの利用その他の適切な方法で速やかに公表しなければならない。

(推進委員の委嘱)

第14条 農業委員会は、前条第2項に規定する決定者に速やかに推進委員を委嘱しなければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が農業委員会総会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 1 2 月 1 9 日函館市農業委員会規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

担当区域	詳細な担当区域（農地所在町）	定数
東部地区	紅葉山町，庵原町，東畑町，鉄山町，蛾眉野町，根崎町，高松町，志海苔町，瀬戸川町，赤坂町，銭亀町，中野町，新湊町，石倉町，古川町，豊原町，石崎町，鶴野町，白石町および小安町	4人
中央部地区	田家町，柏木町，深堀町，湯浜町，湯川町3丁目，戸倉町，花園町，日吉町1丁目，日吉町2丁目，日吉町3丁目，日吉町4丁目，上野町，高丘町，滝沢町，見晴町，鈴蘭丘町，上湯川町，銅山町，旭岡町，鱒川町，寅沢町，亀尾町，米原町，中道2丁目，山の手2丁目，山の手3丁目，本通1丁目，本通3丁目，本通4丁目，鍛冶2丁目，陣川町，神山町，神山1丁目，神山3丁目，東山町，東山1丁目，東山2丁目，東山3丁目，赤川町および亀田港町	2人
北部地区	富岡町2丁目，美原3丁目，美原4丁目，美原5丁目，亀田中野町，北美原1丁目，北美原3丁目，石川町，桔梗町，桔梗1丁目，桔梗2丁目，桔梗3丁目，桔梗4丁目，桔梗5丁目，西桔梗町，昭和町，昭和2丁目，昭和3丁目および昭和4丁目	2人



## 4. 函館市農地銀行規程

(平成9年7月28日農業委員会規程第2号)

(設置)

第1条 中核的担い手農家等に農用地および農業用施設用地（以下「農用地等」という。）の利用権等を集積し，農地の有効利用を促進することにより，地域農業の振興と農業構造の改善に資するため，函館市農地銀行（以下「農地銀行」という。）を設置する。

(業務地域)

第2条 農地銀行の業務地域は，農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された函館市農業振興地域とする。

(業務の実施主体)

第3条 農地銀行の業務は，函館市農業委員会が関係機関および関係団体と連携を図りつつ実施するものとする。

(業務)

第4条 農地銀行は，次に掲げる業務を行う。

- (1) 農用地等の有効利用および流動化促進のための企画および方針づくりに関すること。
- (2) 農家の実態および意向の把握に関すること。
- (3) 遊休農用地等の実態の把握およびその解消の方策に関すること。
- (4) 各種流動化施策に関する啓蒙・普及に関すること。
- (5) 農地流動化の掘り起こしに関すること。
- (6) 農地流動化情報の管理に関すること。
- (7) 農用地等の権利および利用の調整に関すること。
- (8) 農用地等の権利および利用に係る相談に関すること。
- (9) その他農地銀行の設置の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 農地銀行は，函館市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）および農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）

ならびに次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 函館市農業委員会事務局長
- (2) 函館市農林水産部農務課長
- (3) 渡島農業改良普及センター次長
- (4) 新函館農業協同組合七飯基幹支店営農センター長
- (5) 函館市亀田農業協同組合営農部長  
(会長および副会長)

第6条 農地銀行に会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長は、函館市農業委員会の会長をもって充てる。
- 3 会長は、農地銀行の業務を総括する。
- 4 副会長は、函館市農業委員会の会長の職務代理者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(推進員)

第7条 第4条第1号の業務を推進するため、農地流動化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、推進委員をもって充てる。
- 3 推進員は、主として利用権等の出し手農家と受け手農家の掘り起こし等農用地等の有効利用および流動化を促進するための活動を行う。  
(調整会議)

第8条 農地銀行の運営および業務の実施について調査審議するため、農用地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議は、会長、副会長および調整会議員をもって組織する。
- 3 調整会議員は、第5条各号に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前項の規定による調整会議員に充てられる職を退いたときは、調整会議員の資格を失うものとする。
- 5 調整会議は、会長が招集する。
- 6 調整会議は、調整会議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係者の出席を求

め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 農地銀行の事務局は、函館市農業委員会事務局に置く。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、農地銀行の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月25日農業委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日農業委規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月24日農業委規程第8号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年7月22日から適用する。

## 5. 函館市農業委員会事務局規程

(昭和50年7月30日農業委員会規程第2号)

(設置)

第1条 函館市農業委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するため、函館市農業委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(組織および所掌事務)

第2条 事務局に課および係を置き、その所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管理課

庶務係

- ア 農業委員および農地利用最適化推進委員の報酬および費用弁償に関する事。
- イ 職員の人事、厚生および給与に関する事。
- ウ 文書の收受、発送および保存に関する事。
- エ 公印の管守に関する事。
- オ 予算の経理等に関する事。
- カ 物品の購入および修繕ならびに出納および保管に関する事。
- キ 規程等の制定および改廃に関する事。

(2) 農地課

- ア 総会に関する事。
- イ 農地利用最適化推進委員候補者選考委員会に関する事。
- ウ 農地等の利用の最適化の推進に関する事。
- エ 農地台帳に関する事。
- オ 土地の現況証明その他農地等の証明に関する事。
- カ 農業一般に関する調査および情報の提供に関する事。
- キ 農業団体との連絡協調に関する事。
- ク 法人化その他農業経営の合理化に関する事。
- ケ 農業者年金に関する事。
- コ 国有農地等の管理に関する事。

### 第3条 削除

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 課長
- (4) 主査，係長
- (5) 主任，主任主事，主任技師，主事，技師

(職務)

第5条 事務局長は，会長の命を受けて事務局の事務を掌理し，職員を指揮監督する。

2 事務局次長および課長は，上司の命を受けて所管の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

3 主査は，上司の命を受けて事務を掌理し，その事務に従事する職員を指揮監督する。

4 係長は，上司の命を受けて事務を掌理し，その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 係員は，上司の命を受けて事務に従事する。

(事務の専決)

第6条 事務局長は，次の事項を専決することができる。

- (1) 課長以下の職員の休暇等の承認に関すること。
- (2) 課長以下の職員の勤務を要しない日の振替えおよび半日勤務時間の割振り変更等
- (3) 課長以下の職員の旅行命令に関すること。
- (4) 課長以下の職員の育児休業および部分休業の承認に関すること。
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第8号および同法第5条第1項第7号の規定に基づく届出の受理に関すること。
- (6) 農地法第43条第1項の規定に基づく届出の受理に関すること。
- (7) 聴聞の実施および審理の公開の決定ならびに主宰者の指名
- (8) 農業者年金に関すること。

(9) 国有農地等の管理に関すること。

2 課長は、次の事項を専決することができる。

(1) 公文書の公開の諾否の決定

(2) 個人情報保護制度に係る請求等の諾否の決定

(3) 軽易または常例の申請に関すること。

(4) 軽易または常例の報告，照会および回答に関すること。

(5) 軽易または常例の証明，閲覧および証書類の交付ならびに届出の処理に関すること。

(6) 農地台帳の整備および公表に関すること。

(7) 主査以下の職員の時間外勤務命令および休日勤務命令に関すること。

(8) 主査以下の職員の休暇等の承認に関すること。

(9) 主査以下の職員の勤務を要しない日の振替えおよび半日勤務時間の割振り変更等

(10) 主査以下の職員の旅行命令および外勤命令に関すること。

(11) 主査以下の職員の部分休業の承認に関すること。

(12) 聴聞の期日の変更および聴聞に係る資料，聴聞調書等の閲覧または写しの交付の決定

3 前2項に規定する専決事項であっても，特に重要もしくは異例と認めるものまたは疑義のあるものについては，上司の決裁によるものとする。

(事務の代決)

第7条 事務局長が不在のときは，その専決事項を事務局次長が代決し，事務局次長も不在のときは，課長が代決する。

2 課長が不在のときは，その専決事項を主管主査または係長が代決する。

3 前2項の不在とは，1日以上庁内にいないことをいう。ただし，緊急を要するときは，この限りでない。

4 代決した事務は，軽易な事項を除き，後閲に付さなければならない。

(文書の取扱い)

第8条 管理課において発送する文書にあつては「函農委管」の記号を、農地課において発送する文書にあつては「函農委農」の記号を発送する文書に付けなければならない。

第9条 到達した文書は、受付印を押し、遅滞なく処理しなければならない。

第10条 法令または通ちょう等に基づく申請書および届出書ならびに証明願を受理したときは、その順に次の帳簿に登載し、完結までの経過を明らかにしなければならない。

- (1) 申請書整理簿
- (2) 届出書整理簿
- (3) 証明願処理簿

第11条 発送する文書は、会名または会長名をもって行う。ただし、軽易なものについては事務局長名をもってすることができる。

第12条 発送する文書は、公印を押し、原議と契印し、公印使用簿に必要な事項を記載しなければならない。

第13条 すべて文書は、上司の決裁なくして閲覽させ、または謄写させてはならない。

第14条 永年保存を要する書類は、次のものとする。

- (1) 委員会の規則その他例規文書の原議
  - (2) 総会および部会の会議の議事録
  - (3) 農地等の買収、売渡計画の公示書またはその控
  - (4) 異議申立決定書および決定書の発送に関する書類
  - (5) 農地等の買収、売渡しに関する議案議事録
  - (6) 買収令書、売渡通知書の交付簿および交付に関する書類
  - (7) その他買収、売渡関係の書類
- (公印)

第15条 公印の種類、大きさ、管守者および個数は、別表のとおりとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、服務、身分の取扱

いおよび事務処理については函館市の関係諸規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月7日農業委規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年6月20日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日農業委規程第1号）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、次の表の左欄に掲げる職名に発令されている職員であって、別に辞令を發せられないものは、施行日において、それぞれ当該右欄に掲げる職名に発令されたものとする。

左 欄		右 欄	
事務吏員	主事	事務吏員	主事1級
技術吏員	技師	技術吏員	技師1級
事務員	書記	事務吏員	主事2級

附 則（昭和60年5月1日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する

附 則（昭和62年3月31日農業委規程第1号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月26日農業委規程第3号）

この規程は、昭和62年7月22日から施行する。

附 則（昭和62年10月17日農業委規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年11月30日農業委規程第1号）

この規程は、平成2年12月1日から施行する。

附 則（平成3年5月16日農業委規程第1号）



この規程は、平成3年5月26日から施行する。

附 則（平成3年5月31日農業委規程第4号）

この規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日農業委規程第1号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年5月28日農業委規程第1号）

この規程は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年11月1日農業委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月8日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日農業委規程第1号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月1日農業委規程第3号）

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日農業委規程第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月17日農業委規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月25日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日農業委規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日農業委規程第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日農業委規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月17日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日農業委規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日農業委規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日農業委規程第3号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において主事1級、技師1級、主事2級または技師2級に発令されている職員であって別に辞令を発せられないものは、施行日において、主事1級および主事2級にあつては主事に、技師1級および技師2級にあつては技師に発令されたものとする。

附 則（平成28年3月24日農業委規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日農業委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月23日農業委規程第3号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月24日農業委規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、平成29年7月22日から適用する。

附 則（平成30年12月7日農業委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月9日農業委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、令和元年11月1日から適用する。

別表（第15条関係）

種類	大きさ (ミリメートル)	管守者	個数
函館市農業委員会印	30×30	管理課長	1
函館市農業委員会印	9×9	管理課長	1
函館市農業委員会会長印	21×21	管理課長	1
函館市農業委員会 会長職務代理者印	21×21	管理課長	1
函館市農業委員会事務局長印	18×18	管理課長	1

## 函館市農業委員会

### 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年7月31日

函館市農業委員会

#### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として、明確に位置づけられた。

本市農業は、道内では比較的温暖な気象条件に恵まれ、馬鈴薯などの野菜を基幹作物として米、生乳等の生産をしている。特に馬鈴薯、人参、大根等を中心とした野菜が本市の農業基盤および農業経営を支える重要作物となっている。

近年、生産者の創意工夫と努力を基本に、地域の特性を活かした品質の向上や生産コストの低減、農作物の販路の拡大など、農業経営の安定を図るための取り組みが積極的に進められている。

しかし、農業経営者の高齢化が進み、後継者のいない農家も多く、今後、農家戸数の減少に伴う遊休農地の発生等が懸念されることから、新規参入の促進、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員および農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携した活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和10年度を目標とし、農業委員および推進委員の改選期

である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知，令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,986 ha	46 ha	2.3 %
3年後の目標 (令和8年3月)	1,971 ha	31 ha	1.6 %
目 標 (令和11年3月)	1,956 ha	16 ha	0.8 %

※1 管内の農地面積は、耕地および作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員および推進委員の連携により、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ることとし、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）によるものとする。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況

調査の時期に関わらず、日常的に実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農業委員会農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

#### イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた中間管理機構への貸付手続きを行う。

#### ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,940 ha	989 ha	51.0 %
3年後の目標 (令和8年3月)	1,940 ha	1,019 ha	52.5 %
目 標 (令和11年3月)	1,940 ha	1,049 ha	54.1 %

※1 管内の農地面積は、耕地および作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者および農業委員会等に関する法律施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体その他の集落営農組織
現 状 (令和5年3月)	278戸	82経営体	7経営体	12経営体	0団体
3年後の目標 (令和8年3月)	278戸	85経営体	10経営体	12経営体	0団体
目 標 (令和11年3月)	278戸	88経営体	13経営体	12経営体	0団体

※1 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、「地域計画」等の見直しに活用する。

※2 「総農家数」は、2020年農林業センサスの数値を記入

※3 目標の数値は累計とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに協力する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は市、農地中間管理機構および農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定等について

農地の利用調整については、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（法人を含む） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年3月）	2 経営体 （ 2 ha ）
3年後の目標 （令和8年3月）	8 経営体 （ 14 ha ）
目 標 （令和11年3月）	14 経営体 （ 26 ha ）

※ 目標の数値は累計とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ア 関係機関との連携について

市および農協等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者および新規参入希望者（法人を含む。）を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど、積極的な支援を行う。

##### イ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構を利用した企業参入の推進に努める。

##### ウ 農業委員会によるフォローアップ活動について

農業委員および推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備に努めるとともに、営農指導後見人的な役割を担う。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。



### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声かけ等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

## 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 北海道

農業委員会名： 函館市農業委員会

## I 農業委員会の状況(5年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和2年7月22日

任期満了年月日 令和5年7月21日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	9	9
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	1
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	8	8	3

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	278
農業経営体数	157

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	282
女性	129
40代以下	61

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	82
基本構想水準到達者	12
認定新規就農者	7
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	226	1,714	—	—	—	1,940

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の実施状況

### 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

#### 1 最適化活動の成果目標

##### (1) 農地の集積

###### ① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	1,940 ha	988 ha	50.9 %
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の高齢化、後継者不足による経営縮小(小規模化)</li> <li>耕作条件による収益性の悪い農地の遊休化(不耕作化)</li> <li>耕作農地の分散化</li> </ul>		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

###### ② 目標

農地の集積の目標年度	令和8 年度	集積率	53 %
今年度の新規集積面積	10 ha	農地面積(C)	1,940 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	998 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	51.4 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

###### ③ 実績

今年度の新規集積面積	1 ha	農地面積(F)	1,940 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	989 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	51.0 %
目標に対する達成状況(H)／(E)	99.2 %		

農業委員会の点検結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定新規就農者(1組2名)の増加により集積面積が1ha増加となった。</li> <li>集積目標面積998haに対し989haの実績、集積率目標51.4%に対し51.0%の実績となった。</li> </ul>
------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消

##### ① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	59 ha	23 ha	36 ha
<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の高齢化、後継者不足による経営縮小に伴う遊休化</li> <li>農産物の低価格推移、生産コスト高騰に伴う遊休化</li> <li>耕作条件による収益性の悪い農地の遊休化</li> </ul>			

##### ② 目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	23 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	5 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	36	ha
--------------------------	----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基盤整備事業可否の確認</li> <li>・ 利用状況調査による非農地化の検討</li> </ul>
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0	ha
---------------------------	---	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	13	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	260.0	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基盤整備事業可否の確認</li> <li>・ 利用状況調査による非農地化の検討</li> </ul>
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0	ha
---------------------------	---	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和4年9月～10月		令和4年10月	
1号遊休農地の面積	59	ha	うち緑区分の遊休農地	23 ha
			うち黄区分の遊休農地	36 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和4年10月		令和4年10月～11月	

農業委員会の点検結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員および推進委員による現地調査結果に基づき、農業委員会総会において「荒廃農地に係る農地法第2号第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」審議を行い、39haの農地を非農地として判断・決定し、土地所有者に通知を行った。</li> </ul>
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者
		2 経営体 5.3 ha	1 経営体 2.7 ha
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の高齢化、後継者不足</li> <li>・ 肥料、資材等の高騰による農家所得の減少</li> <li>・ 農家への支援による担い手の活性化(就労意欲の喚起)</li> </ul>		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
	93 ha	92 ha	71 ha	85 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)			8.5 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		1.8	ha
公表URL	—	(その他の公表方法)	農用地利用集積計画書の縦覧
目標に対する達成状況(B)/(A)		21.2	%
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	2 経営体
		取得農地面積	1.8 ha

農業委員会の点検結果	・毎年、1～2名の新規就農者の実績があり、少人数であるが、就農者が確保されている。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	9 人
		農地利用最適化推進委員の人数	8 人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6月	①	離農予定者調査
9月	②	利用状況調査の実施
2月	③	新規参入者相談会への参加

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	2 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
6月	①	離農予定者調査
9月	②	利用状況調査の実施(非農地化による遊休農地減少)

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

### (3) 新規参入相談会への参加

#### ① 目標

新規参入相談会への参加回数	2 回
---------------	-----

開催時期	9月, 2月 予定	相談会名	おしま農業のお仕事フェア
参加者数	20名	開催場所	函館葛谷書店
相談会の内容	北海道渡島総合振興局主催による「おしま農業のお仕事フェア(新規就農相談)」		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

#### ② 実績

新規参入相談会への参加回数	0 回
---------------	-----

開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

#### 目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた
---------------------

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

#### 【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	3
目標に対し期待を上回る結果が得られた	
目標に対して期待どおりの結果が得られた	1
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	13

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

### Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 北海道  
 農業委員会名： 函館市農業委員会

#### 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農業委員・推進委員合同会議	1								1	1		1	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

#### 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		5 件	うち許可	5 件			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	28 日	処理期間(平均)	23 日	
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない	

#### 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任					
1年間の処理件数	3 件	うち許可相当	3 件	うち不許可相当	件	
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	42 日	処理期間(平均)	52 日	

#### 4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	1,940 ha	0 ha
違反転用解消のために実施した活動内容		
実 績	違反転用解消面積	ha

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入

## 令和5年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 北海道  
 農業委員会名： 函館市農業委員会

## I 農業委員会の状況(5年4月1日現在)

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和2年 7月 22日

任期満了年月日 令和5年 7月 21日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	9	9
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	1
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	8	8	3

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	278
農業経営体数	157

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	282
女性	129
40代以下	61

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	82
基本構想水準到達者	12
認定新規就農者	7
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	226	1,714	—	—	—	1,940

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入



## II 最適化活動の目標

### 1 最適化活動の成果目標

#### (1) 農地の集積

##### ① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	1,940 ha	989 ha	51.0 %
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の高齢化, 後継者不足による経営縮小(小規模化)</li> <li>耕作条件による収益性の悪い農地の遊休化(不耕作化)</li> <li>耕作農地の分散化</li> </ul>		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

##### ② 目標

農地の集積の目標年度	令和12年度	集積率	95 %
今年度の新規集積面積	10 ha	農地面積(C)	1,940 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	999 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	51.5 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

#### (2) 遊休農地の解消

##### ① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	59 ha	23 ha	36 ha
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の高齢化, 後継者不足による経営縮小に伴う遊休化</li> <li>農産物の低価格推移, 生産コスト高騰に伴う遊休化</li> <li>耕作条件による収益性の悪い農地の遊休化</li> </ul>		

##### ② 目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	23 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	4.6 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

###### b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	36 ha
--------------------------	-------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>基盤整備事業可否の確認</li> <li>利用状況調査による非農地化の検討</li> </ul>
-------------------------	---

###### イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0 ha
---------------------------	------

### (3) 新規参入の促進

#### ① 現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者
	1 経営体 2.7 ha	1 経営体 3.8 ha	2 経営体 1.8 ha
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の高齢化、後継者不足</li> <li>・ 肥料、飼料および農業生産資材の高騰による農家所得の減少</li> <li>・ 農家への支援による担い手の活性化(就労意欲の喚起)</li> </ul>		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

#### ② 目標

権利移動面積	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
	93 ha	92 ha	71 ha	85 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			8.5 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

## 2 最適化活動の活動目標

### (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	9 人
		農地利用最適化推進委員の人数	8 人

### (2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回	
取組時期	取組項目	強化月間の内容
2月	①	離農予定者調査
10月	②	利用状況調査の実施
9月	③	新規参入者相談会への参加

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

### (3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回		
開催時期	9月(予定)	相談会名	おしま農業のお仕事フェア(予定)
参加者数	10名	開催場所	未定
相談会の内容	北海道渡島総合振興局主催による「おしま農業のお仕事フェア(新規就農相談)」		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)